## 事業継続力強化支援事業の目標

#### I現状

甲州市は甲府盆地の東部に位置し、北東側には秩父多摩甲斐国立公園の大菩薩連嶺をはじめとする秩父山系の山並みが連なり、大菩薩峠から連なる柳沢峠を分水嶺として、北は広大な山岳地帯、南は重川、日川及びその支流によって形成された複合扇状地が広がっている。市街地の南西部の標高330mから大菩薩嶺(2,057m)がある東部や北部の山岳地帯まで標高差のある地形となっている。

標高が高く高低差があることから浸水の被害は少ないものの、急峻な箇所が多く扇状地であることから、地震や豪雨での地すべりなど、土砂災害の被害が発生しやすい自然条件下にある。

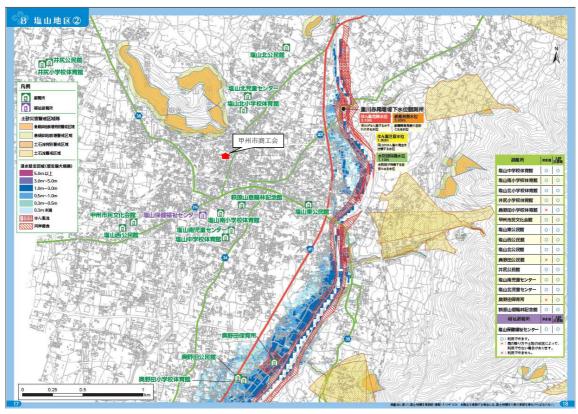
また、近年の社会・産業構造の多様化に伴い、大規模災害の発生についても、その危険性が 指摘されている。



## (1) 地域の災害等リスク

(洪水:ハザードマップ)

当市のハザードマップによると、当会が立地する市街地地域において、浸水の被害は想定されていない。標高が高く、標高差が大きいことから塩山、勝沼、大和地域の市街地の商業地区においても、浸水の被害は想定されていない。奥野田地区の一部に3mの浸水被害が予想されている。



【塩山地区】 ※出所:甲州市洪水・土砂災害ハザードマップ

(土砂災害:ハザードマップ)

当市のハザードマップによると、市街地周辺の扇状地に、地滑り等、土砂災害が生じる恐れがあるエリアとなっているが、扇状地には果樹園が多く分布し、商工業者への被害は想定されていないが、農業者・観光果樹園が多く存在する。



【塩山地区】 【勝沼地区】

※出所:甲州市洪水・土砂災害ハザードマップ

#### (地震: J-SHIS)

当市には勝沼・大和地区から南西に伸びる曽根丘陵断層帯が勝沼・大和地区に存在し、地震 ハザードステーションの防災地図によると、震度7.3程度の地震が今後30年間で1%以上の確率 で発生すると言われている。

#### (その他)

甲州市は果樹栽培が多く、またハウス栽培農家も多いことから、平成26年の豪雪による雪害 は広い範囲に多大な被害を及ぼした。

また、当市は内陸の甲府盆地の東部に位置しており、夏は猛暑日になることも多く、日本一の最高気温を記録する日も何日か発生する。





平成26年の雪害 【甲州市役所前とビニールハウスの倒壊】

※出所:甲州市国土強靱化地域計画

#### (感染症)

新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速なまん延により、当市においても多くの市民の生命及び健康に重大な影響を与える恐れがある。

### (2) 商工業者の状況

・商工業者等数: 1,423人(令和3年12月現在)・小規模事業者数: 1,311人(令和3年12月現在)

#### 【地区別内訳】

地 区	商工業者数	小規模事業者数	備考		
千 野	F 野 62		一部地域に土砂災害警戒区域		
上於曽	上於曽 275				
塩後	後 81				
下於曽 122		102			
赤 尾	赤 尾 59		一部地域に土砂災害警戒区域		
奥野田 115		98	最大規模降雨による浸水想定区場		
大藤   52     神金   75		51	一部地域に土砂災害警戒区域		
		73	一部地域に土砂災害警戒区域		

玉 宮	29	27	一部地域に土砂災害警戒区域
松里	158	146	一部地域に土砂災害警戒区域
勝 沼	334	317	一部地域に土砂災害警戒区域
大 和	61	59	一部地域に土砂災害警戒区域
合 計	1, 423	1, 311	

### 【業種別内訳】

業種大分類	商工業者数	小規模事業者数	備考
農業・林業	81	80	市内全域に分布
漁業	1	1	市内全域に分布
建 設 業	291	287	市内全域に分布
製 造 業	190	166	市内全域に分布
電気・ガス・熱供給・水道業	3	3	市内全域に分布
情報通信業	5	4	市内全域に分布
運輸業・郵便業	30	19	市内全域に分布
卸売業·小売業	302	268	市内全域に分布
金融業·保険業	7	4	市内全域に分布
不動産業・物品賃貸業	29	28	市内全域に分布
学術研究・専門・技術サービス業	46	44	市内全域に分布
宿泊業・飲食サービス業	190	177	市内全域に分布
生活関連サービス業・娯楽業	118	112	市内全域に分布
教育・学習支援業	23	18	市内全域に分布
医療 · 福祉	32	30	市内全域に分布
複合サービス事業	2	2	市内全域に分布
サービス業	73	68	市内全域に分布
合 計	1, 423	1, 311	

## (3) これまでの取組

#### 1) 当市の取組

#### ①甲州市地域防災計画の策定

山梨県では令和2年に「山梨県地域防災計画」の改訂を行っており、こうしたことから本市においても、災害に関連する各種法律の改正内容や、国・県の防災計画の改訂内容を踏まえ、本市のさらなる防災・減災対策の推進に向けて、住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的に、令和3年3月に「甲州市地域防災計画」の改訂を行っている。

#### ②防災訓練の実施

本市でも防災の日・防災週間にあわせて、各区、自主防災会を中心に防災訓練を実施している。災害からの被害を最小限にとどめ、被害の拡大を防止するため、啓発活動や防災教育の普及に努めている。

#### ③防災 、感染症等対策 備品の備蓄

本市では、市役所本庁舎、勝沼支所、大和支所に加え、市内の7ヶ所に防災倉庫を設置し、資機材や市民の生活上必要な物資・食料等の備蓄を行っている。また、関連事業者間と締結した協定に基づき、災害時に必要な物資を調達可能としている。

#### ④防災に関する情報提供

甲州市地域防災計画(令和3年3月改訂版)、防災の心得、わが家の防災メモ等を作

成し、各戸へ配付。また、甲州市の防災行政放送を、携帯メールやパソコンで確認できる配信サービスも行っている。

⑤甲州市新型インフルエンザ等対策行動計画の策定(令和2年3月一部改正)

新型インフルエンザ等に対する対策の強化を図り、もって新型インフルエンザ等の発生時において、感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護するとともに、市民生活・経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的として、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)第8条第1項の規定により、甲州市新型インフルエンザ等対策行動計画を策定している。

## 2) 当会の取組

①事業者 BCP に関する国の施策の周知

小規模事業者の災害発生時への備えの必要性を認識・理解していただくため、国の「中小企業BCPの策定促進に向けて」の小冊子の配付や「BCP 策定支援チラシ\_H30」の配付を通じて、当会役員・会員を中心に防災知識の普及啓発・周知を行ってきた。

②事業者 BCP 策定セミナーの受講促進

これまでも当会主催で小規模事業者向けにBCP策定セミナーや専門家派遣を実施し、小規模事業者の危機管理の必要性を周知し、BCP策定を支援している。

③損保会社と連携した損害保険への加入促進

「中小企業PL保険制度」、「ビジネス総合保険制度」、「全国商工会情報漏えい保険」、「業務災害補償プラン」、「商工会の休業補償制度」について各損害保険会社と業務提携し、制度運営・普及の促進を行っている。また小規模事業者に対する火災や地震など財産のリスクヘッジ対策として、山梨県火災共済協同組合と連携した災害保険への加入促進を行っている。

④防災備蓄品

懐中電灯、非常食、飲料水、ブルーシート、予備乾電池、簡易テント、拡声器、笛、 軍手、スコップ、救急道具等を備蓄

#### Ⅱ課題

現状では、甲州市と商工会の緊急時の取り組みは、「甲州市地域防災計画」において、商工会が災害時に果たすべき業務は示されているが、市と商工会間の具体的な体制やマニュアルが整備されておらず、加えて、平時・緊急時の対応を推進するノウハウをもった人員が少ない。

小規模事業者にとっては、日常の利益の確保や経営の安定といった事柄が優先され、災害時の事業継続は二の次となっている。事業者BCPの策定まで手が回っておらず、それほどの必要性も感じていないと思われる。

#### Ⅲ目標

地区内小規模事業者に対し自然災害リスクや感染症等リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。

災害発生時、非常時における連絡・情報共有体制を円滑に行うため、当会と当市との間における被害情報報告ルートを構築する。

発災後速やかな復興支援策が行えるよう、また域内において感染症発生時には速やかに拡大 防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

甲州市地域防災計画に基づき、発生し得る大規模自然災害等に備えた中小企業等に対する事前防災や事後のいち早い復旧等の対策について、市、商工会が一つになって取組むこととし、特に、管内小規模事業者に対して「いかなる大規模自然災害が発生しても、経済活動を機能不

全に陥らせない」ことを目標とした事業継続力強化のため、次の取組を行う。

また、大規模自然災害の対応と併せ、令和2年はじめから全世界を震撼させ、大きな影響を与えた新型コロナウイルス感染症に係る経験を活かし、感染症対策についても対策と発生時に対する拡大防止措置が速やかに行えるように、組織内における体制、関係機関との連携体制を構築する。

巡回や窓口指導時に、山梨県商工会連合会が作成した「リスクチェックシート」等を活用しながら自然災害等のリスクに対応した共済・保険制度の加入確認を行い、未加入の共済・保険制度に係る説明や保険会社と連携した保険相談会等を実施する。

#### ※対象共済·保険制度

(火災共済、業務災害保険、ビジネス総合保険、経営者休業補償、休業対応応援共済、会員 福祉共済、商工貯蓄共済、自動車共済、他)

※その他 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに山梨県へ報告する。

## 事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

- (1) 事業継続力強化支援事業の実施期間(令和4年4月1日~令和9年3月31 日)
- (2) 事業継続力強化支援事業の内容
  - ・当会と当市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

## <1. 事前の対策>

- ・当会では、多発する自然災害や事故・病気、感染症など、日々の様々な経営リスクから企業 を守り、事業継続を支援する。
- ・令和3年3月に改正された「甲州市地域防災計画」について、本計画との整合性を整理し、 災害時に混乱なく応急対策等に取り組めるようにする。
- 1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知
- ・巡回や窓口での経営指導の際に、東京海上日動火災(株)、あいおいニッセイ同和損害保険(株)が提供するハザード情報等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組みや対策(事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入、行政の支援策の活用等)について説明する。
- ・会報や市広報、ホームページ等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険や生命保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・小規模事業者に対してBCP策定の重要性を説明し、山梨版BCP作成シートや全国連と東京海上日動火災(株)が共同で作成した中小企業・小規模事業者のためのBCPヒアリングシート、作成シート等を活用し、実効性のある取組の推進や効果的な訓練、リスクファイナンス等について指導及び助言を行う。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施 策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- ・新型ウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・新型ウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、I Tやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。
- 2) 当商工会自身の事業継続計画の作成
- ・ 令和5年3月までに作成
- 3) 関係団体等との連携
- ・専門性が必要とされるBCP策定やリスクファイナンスについては、適切な情報やノウハウを有する保険会社等と連携し事業者の支援にあたる。
- ・連携する東京海上日動火災(株)、あいおいニッセイ同和損害保険(株)の提供する事業所所 在地のピンポイントのハザード情報を事業者に提供し、自然災害等の危険度を周知する。
- ・感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険(生命保険や障害保険、感染症特約付き休業補償など)の紹介等も実施する。
- ・関係機関への普及啓発ポスター掲示、依頼、セミナー等を共催する。

#### 4) フォローアップ

- ・BCPは策定してそのままになってしまうケースも多いことから、小規模事業者のBCP等の取り組み状況の確認を行う。また、必要があれば計画の変更についても支援する。
- ・事業継続力強化支援に関する打合せ会(構成:当会、当市)を開催、状況確認や改善点を協議する。

#### 5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害が発生したと仮定し、当市との連絡ルートの確認等を行う。
- ・訓練は必要に応じて実施する。

#### < 2. 発災後の対策>

・自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。その上で、下 記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

## 1) 応急対策の実施可否の確認

- ・ 発災後2時間以内に職員の安否報告を行う。
  - (SNS等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況 (家屋被害や道路状況等)等を当会と当市で共有する。)
- ・国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- ・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、当市における感染症対策本部設置に基づき当会による感染症対策を行う。

### 2) 応急対策の方針決定

- ・当会と当市との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
- ・職員自身による情報収集において、地域の防災無線、ラジオ、テレビ等で集めた情報を元に出勤をするか否かを判断する。
- ・職員全員が被災する等により応急対応ができない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、2日以内に情報共有する。

### 【被害規模状況の目安は以下を想定】

被害規模	被害の状況
大規模な被害がある	・地区内 10%程度の事業者で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内 1 %程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれる地域において、連絡がとれない、もしくは 交通網が遮断されており確認がとれない。
被害がある	・地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内 0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	・目立った被害の情報がない。

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものと考える。

・本計画により、当会と当市は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後 ~ 1週間	1日に2回程度共有する
2週間 ~ 3週間	1日に1回程度共有する
4週間 ~ 2ヶ月	3日に1回程度共有する
2ヶ月以降	1週間に1回程度共有する

- ・必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等、体制維持に向けた対策を 実施する。
- 〈3. 発災時における指示命令系統・連絡体制〉
- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害状況の迅速な報告及び指揮命令を円滑に 行うことができる仕組みを構築する。
- ・小規模事業者の被害状況の把握及び報告については、全国商工会連合会が開発した「商工会 災害システム」を活用する。商工会職員等が確認した被災状況を携帯端末から入力すること で、商工会連合会、全国商工会連合会と情報共有を行う。

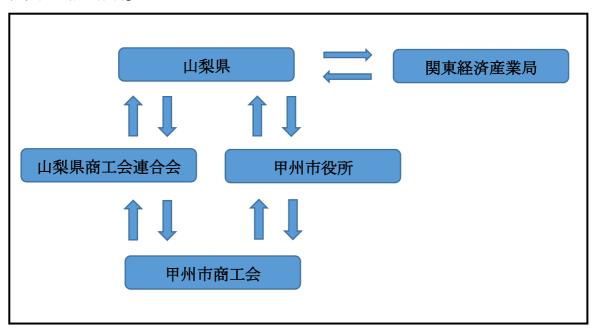
また、備考欄に必要な物資や要望等を記載するなど、CSV に出力した情報を市・県に対して迅速に報告する。

## 【商工会災害システム把握及び入力情報】

項目	内 容			
企業名・事業所名	被害を受けた企業・事業所の名称			
地区名	被害を受けた企業・事業所の地区			
・経営者 ・家族 ・従業員 人的被害状況 (軽傷、重傷、行方不明、死亡)				
物的被害状況	<ul> <li>・店舗工場(全壊、半壊、一部破損、床上浸水等)</li> <li>・社長自宅(全壊、半壊、一部破損、床上浸水等)</li> <li>・商品</li> <li>・機械</li> <li>・器具備品</li> <li>・車両</li> </ul>			
被害額	(円)			
写真	被害を受けた状況			
備考	企業の業種、必要な物資、要望事項等			

- ・自然災害による二次災害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・当会と当市は、自然災害による被害状況の確認方法や被害額(合計、建物、設備、商品等) の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・当会と当市が共有した情報を、山梨県の指定する方法にて、当会又は当市より山梨県へ報告する。
- ・感染症流行の場合、国や都道府県等からの情報や方針に基づき、当会と当市が共有した情報を山梨県の指定する方法にて当会又は当市より山梨県へ報告する。

### 【被害状況の報告体制】



### 〈4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援〉

- ・相談窓口の開設方法について、甲州市と相談する(当会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する)。
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策(国や県、市町村等の施策について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

#### 〈5. 地区内小規模事業者に対する復興支援〉

- ・山梨県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を山梨県等に相談する。

#### ※その他

・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに山梨県へ報告する。

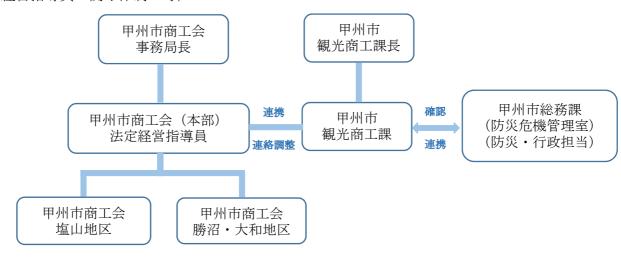
#### (別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

### 事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和5年4月現在)

(1) 実施体制(商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/関係市町の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/商工会又は商工会議所と関係市町の共同体制/経営指導員の関与体制等)



- (2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する 経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制
- ①当該経営指導員の氏名、連絡先

経営指導員 河崎 稔 (連絡先は後述(3)①参照)

- ②当該経営指導員による情報の提供及び助言(手段、頻度等)以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う
  - ・本計画の具体的な取組の企画や実行
  - ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ(1年に1回以上)
- (3) 商工会/商工会議所、関係市町連絡先
- ①商工会/商工会議所

甲州市商工会 支援課

〒404-0042 山梨県甲州市塩山上於曽 1154 TEL: 0553-33-2236 / FAX: 0553-33-2795 E-mail: koshu@shokokai-yamanashi.or.jp

②関係市町

甲州市役所 観光商工課

〒404-8501 山梨県甲州市塩山上於曽 1085 番地 1 TEL: 0553-32-2111(代表) / FAX: 0553-32-1818

E-mail: info@city.koshu.yamanashi.jp

#### ※その他

上記内容に変更が生じた場合は、速やかに山梨県へ報告する。

(別表3) 事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
必要な資金の額	200	200	200	200	2 0 0
・啓発パンレット・ チラシ作成配布	100	100	100	100	100
・啓発セミナー開催	100	100	100	100	100

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

## 調達方法

会費収入、市補助金、県補助金、事業収入等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

#### (別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

# 連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名

- ①山梨県商工会連合会 会長 中村 己喜雄 〒400-0035山梨県甲府市飯田2丁目2-1 中小企業会館3階
- ②山梨県火災共済協同組合組合長中村己喜雄 〒400-0032 山梨県甲府市中央1丁目12-37
- ③東京海上日動火災保険株式会社 代表取締役 広瀬 伸一 〒400-0032 山梨県甲府市中央1 丁目12-28 甲府東京海ト日動ビルディング
- ④あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 代表取締役 金杉恭三 〒400-0031 山梨県甲府市丸の内 3 丁目 2 0 - 5 あいおいニッセイ同和損保甲府ビル3階

#### 連携して実施する事業の内容

- ①業務上の巡回相談時や窓口相談時に全国商工会連合会が作成した「リスクチェックシート」等を活用しながら、自然災害や感染症等のリスクに対応した共済制度等の加入の確認を行い、未加入事業所には共済制度に係る説明や保険会社等と連携したリスク回避に備えた支援を実施する。
- ②山梨県商工会連合会が連携協定を結ぶ、山梨県火災共済協同組合・東京海上日動火災保険㈱及びあいおいニッセイ同和損害保険㈱にリスク管理の専門家派遣を依頼し、普及啓発セミナーや個別相談会の開催や損害保険会社の紹介等も行う。
- ③その他BCP・事業継続力強化支援計画策定の推進、感染症影響による労務リスク対策の専門家派遣支援等を連携しながら実施する。

## 連携して事業を実施する者の役割

①、②、③とも、専門家の見地から自然災害・感染症等のリスクに備え、事前に必要と考えられる保険の加入確認。また、有事の際を見据えた準備の再確認等、対応に備える各種支援機会を提供していく。

具体例として、自然災害・感染症リスクに係る

- ・商工会会員事業者等に対する災害・労務リスク対策のノウハウ提供
- ・商工会経営指導員等に対する保険の基礎知識の提供
- ・災害・労務リスク対策セミナー、個別相談会の共同開催及び講師派遣
- ・災害・労務リスク対策ツールの提供等

また、有事の際には、迅速に復旧できるよう、その課題について緊密な情報交換を図り、本計画に基づく具体的な再起支援を実施する。

